

平成20年

第3回市議会定例会 議案第22号

函館市営谷地頭温泉使用条例の一部改正について

函館市営谷地頭温泉使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月8日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市営谷地頭温泉使用条例の一部を改正する条例

函館市営谷地頭温泉使用条例（昭和43年函館市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「390円」を「420円」に、「350円」を「380円」に、「3,900円」を「4,200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年10月15日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後における改正前の函館市営谷地頭温泉使用条例の規定に基づく入浴回数券については、1回券に30円を加算して使用し、または11回券に300円を加算して改正後の函館市営谷地頭温泉使用条例の規定に基づく入浴回数券と引き換えることができる。

（提案理由）

市営谷地頭温泉の入浴料金を改定するため